

(別紙2)

あいちトリエンナーレのあり方検討委員会に対し、検証補充を要望する事項

名古屋市が、あいちトリエンナーレのあり方検討委員会での検証を求める補充事項は、次のとおりである。なお、《かっこ》内の符合は、各事項に関連する貴検討委員会での検証事項の符合を指す。

1. 「あいちトリエンナーレ実行委員会」(以下「実行委員会」という。)の位置付け・役割についての大村知事の認識・理解、及びその適否如何について、検証を求める《V》。

特に、(1) 不自由展の中止・再開は、実行委員会の決議事項ではないか。

(2) 実行委員会の各構成員に対する情報提供のあり方、範囲如何。

[考慮事情]

ア 「あいちトリエンナーレ実行委員会規約」(以下「規約」という。)の13条では、「実行委員会の運営に関する重要な事項」については、運営会議の議決を要するものとされているが、不自由展の中止・再開のいずれに際しても、実行委員会・運営会議が開催されなかった。

イ 大村知事(実行委員会会長)は、「緊急を要するとき」は、専決処分をするものとされているが(規約16条1項)、不自由展の再開決定は「緊急を要するとき」に当たらない上、不自由展の中止・再開のいずれに際しても、大村知事が自ら行った専決処分について、実行委員会の「運営会議において報告」(同条2項)したことはない。

ウ 不自由展の展示作品に関する情報について、7月22日まで、名古屋市(負担金の負担義務者)への情報提供が全くなかった。

2. 津田大介氏が芸術監督に選任されるに至った具体的な経緯・プロセス、及びその適否について検証を求める《Ⅳ》。なお、津田氏を芸術監督として選考・推薦した芸術監督選考委員会の議事録の概要、並びに、津田氏を推挙する理由及びその賛否の意見が述べられた議事録部分を抜粋して公開されたい。

[考慮事情]

ア 津田監督の選任について、第1回検証委員会において上山副座長から「そこにジャーナリストの津田さんを選んだという人材の登用は、非常に斬新で、高く評価したいと思う。」との発言があったが、その一方で、検証（検討）委員会・中間報告では、津田監督について、「キュレーション経験のない芸術監督」であり、「ジャーナリストであり、アートの専門家ではなかった。」と述べられており、芸術監督としての適正に重大な疑義がある。

イ 津田監督の選考プロセスに関して、第2回検証委員会では一部黒塗りの芸術監督選考委員会の結果概要が示されたのみで、十分な検証がなされていない。芸術監督選考委員会を経て、実行委員会運営会議で選任されたものではあるが、どのような観点から、「学芸業務の最高責任者」である芸術監督に「アートの専門家ではない」津田氏が選ばれたのか、その選考プロセスの適否について十分な検証を求めたい。

3. 不自由展の準備プロセスの経緯、津田監督と不自由展実行委員会が展示作品を決定するプロセス、及びキュレーションに支障をきたした原因の詳細について検証を求める（Ⅳ）。

特に、(1) 不自由展実行委員会は、①いつ、②誰が発起し、③どのような目的で組織した団体か。

(2) 津田監督が、不自由展実行委員会の存在・組織形成を知ったのは、①い

つ、②どのような経緯からか。そもそも、③津田監督は、平成30年6月10日、いかなる意図・目的のもとに永田浩三氏に連絡をとり、同氏にどのような申入れをしたのか。

(3) 津田監督、及び実行委員会事務局は、不自由展実行委員会との契約の時点で、永田浩三氏の略歴、特に、元日本放送協会（NHK）の元プロデューサーで、周知のとおり、昭和天皇の戦争犯罪を裁く民間法廷（「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」）を題材とした番組の報道に関与した人物であることを、承知していたのか。

(4) 中間報告では、芸術監督、キュレーター及び実行委員会事務局との関係につき、「現実には、芸術監督と不自由展実行委員会ではほとんどのことを協議して決め、キュレーターと事務局はほとんど参加していなかった」（検証ポイント21）とあるが、その原因・理由は、どのような事情に基づくものか。

(5) また、中間報告では、「芸術監督とキュレーターチームは、トリエンナーレ全体の展覧会のあり方をめぐって当初から意見のずれがあった。その後、芸術監督とハウ・ハンルウ氏（キュレーター）を辞めコンサルタントへ転向した」（検証ポイント22）と述べられているが、具体的には、芸術監督とキュレーターチームとの間で、「トリエンナーレ全体の展覧会のあり方」をめぐって、どのような「意見のずれ」があったのか。

(6) 上記(4)(5)の諸問題が発生した際、津田監督ないし事務局は、実行委員会の芸術顧問に相談（規約10条3、4参照）したことがあったか。もし相談していた場合は、その具体的な内容・結論、もし相談しなかったとすれば、その理由如何について検証を求める。

[考慮事情]

ア 不自由展実行委員会のメンバーである永田浩三氏は、かつて平成13

年、日本放送協会が報道番組「戦争をどう裁くか」（『ETV2001』のシリーズ）にて、民間団体（VAWW-NETジャパン）が主催した「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」と称する民衆法廷（韓国人らを構成員とする検察団が、従軍慰安婦など日本軍の戦時犯罪の責任は昭和天皇および日本国家にあるとして提訴し、「天皇裕仁及び日本国を、強姦及び性奴隷制度について、人道に対する罪で有罪」との判決を言い渡した模擬裁判である。）に関する報道をしたときの統括プロデューサーとして知られる人物であり、また、同じく構成メンバーの小倉利丸氏は、「終わりにしよう天皇制！『代替わり』反対ネットワーク（おわてんねっと）」と称する団体が主催する「徹底検証！ ナルヒト天皇制」と題するトーク集会（2019年7月15日 文京区民センターにて開催）に参加し、トークを行っている人物と同姓同名である（但し、両者が同一人物であるか否かは確認されていない。）こと等の諸事情から、不自由展実行委員会の存在自体が、「新たな芸術」、「現代芸術等」ないし「文化芸術」の創造・発信・普及・活発化等（規約3条参照）を目的とした団体では

なく、特定の政治的・党派的な主張を目的とした団体であることが強く疑われる。

なお、民間報道では、不自由展実行委員会のメンバーについて、左掲の映像が報道されている。

「表現の不自由展・その後」実行委員会	
アライ=ヒロユキ	ライター。社民党、共産党の機関紙、「週刊金曜日」などに寄稿
岩崎貞明	元テレビ朝日報道局社会部記者 専修大学特任教授
岡本有佳	慰安婦問題WEBサイトを運営 「週刊金曜日」などの編集者
小倉利丸	「反天皇制運動連絡会」(反天連)メンバー
永田浩三	武蔵大学教授。元NHK教養番組部チーフプロデューサー 「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」 (昭和天皇を戦犯として裁く民間法廷)の番組を制作

DHC テレビ『ニュース女子』 <https://www.youtube.com/watch?v=wu1sYnSIBFc>

イ 貴検証（検討）委員会の中間報告によれば、芸術監督、キュレーター及び事務局との関係につき、「現実には、芸術監督と不自由展実行委員会ではほとんどのことを協議して決め、キュレーターと事務局はほとんど参加していなかった」（検証ポイント21）、「芸術監督とキュレーターチームは、トリエンナーレ全体の展覧会のあり方をめぐって当初から

意見のずれがあった。その後、芸術監督とハウ・ハンルウ氏（キュレーター）の意見対立を契機に、ハウ氏は、キュレーターを辞めコンサルタントへ転向した」（同22）等と認定されているが、これら事実経過の背景に、上記アの問題があったのではないかと強く疑われる。

4. 昭和天皇の肖像写真の焼損等を含む映像作品（大浦氏の『遠近を抱えてPart II』。以下「天皇焼損映像」という。）の選定の経緯の詳細（IV）について検証を求める。

特に、(1) 4月4日に「芸術監督から、事務局学芸担当者に『表現の不自由展・その後』の出品候補作品リストが共有される。」とあり、4月11日も、「芸術監督からキュレーターチームに『表現の不自由展・その後』の出品候補作品リストが共有される。」と認定されているが《構成2-1》、その具体的な内容を明らかにされたい。

(2) 5月27日、「芸術監督、不自由展実行委員会、大浦氏でミーティングを行い、映像作品の出品を合意する。」とあるが、この情報については、実行委員会事務局との間で、①いつ、②どのような形で、共有されたのか。

(3) 6月12日、天皇焼損映像について、「テスト映写用DVDが愛知県美術館学芸員に」送られたとあるが《IV 検証ポイント25》、この情報は実行委員会事務局との間で、どのように共有されたのか。

また、7月末、天皇焼損映像が「内覧会」で公開されたというが、当該「内覧会」の①参加者数、②各参加資格を明らかにされたい。

(4) 7月22日、名古屋市に不自由展の出品作品リストが交付されたが、天皇焼損映像が含まれていなかった。当該出品作品リストから天皇焼損映像が外された理由について検証を求める。

(5) 大村知事（実行委員会会長）が、不自由展の出品作品の中に、天皇焼損映像が含まれていることを覚知したのは、①いつ、②どのような経緯から

か、について検証を求める。

- (6) 企画アドバイザーの東浩紀氏が、その役職を辞任した経緯・理由、特に天皇焼損映像の展示との関係等について検証を求める。

5. 不自由展に出展された作品、下掲(1)ないし(5)の各作品について、国際芸術祭に相応しい芸術性を認めた理由・根拠について、①芸術監督、②不自由展実行委員会、及び③実行委員会事務局の各立場における見解をそれぞれ検証されたい。

- (1) 大浦信行作「遠近を抱えてPartⅡ」（天皇焼損映像）
- (2) 嶋田美子作「焼かれるべき絵、焼かれるべき絵焼いたもの」
- (3) キム・ソギョン／キム・ウンソン作「平和の少女像」
- (4) Chim↑Pom作「耐え難き気合い100連発」
- (5) 藤民江作「梵書に抗議する作品」

[考慮事情]

上掲(1)ないし(5)の各作品は、いずれも過去に出展が不許可となったことがなく、不自由展のために「新たに」制作された作品である。したがって、過去の時点でいかにして作品が「排除」されたのか、「実際に不許可になった理由とともに展示」という、不自由展の企画の趣旨に反するか、その趣旨との整合性に問題がある。

6. 不自由展の中止・再開の経緯をめぐって、次の点を検証していただきたい。

- (1) 「8月2日にはガソリンテロを予告するFAX」が届いた(検1・3頁)にもかかわらず、直ちに被害届を東警察署に提出せず、それから4日後の6日になって被害届を出したのは何故か。
- (2) 上記(1)の被害届の翌日、ガソリンテロを予告した威力業務妨害犯が検

挙された時点で、不自由展の再開時（10月8日）のような警備体制をとることにより、「安全な運営」を確保した状態での再開が可能だったと思料されるが、それにかかわらず、憲法の「表現の自由」を標榜する大村知事が、直ちに再開しなかったのは何故か。

以 上